

【6.6.0.8】意匠調査における共通事項－出願前調査

意匠出願を予定しているデザインがすでに登録されていた場合、意匠権をとることはできない。そこで出願予定のデザインに関する先行例調査をすることで、出願の可否を事前に判断することができる。もし類似する意匠が見つければ、デザインを変更し出願できる可能性がある。

なお、意匠の類否の判断は、意匠に係る物品の認定および類否判断などの観点によって行われているが、審査する国や地域によって若干の差がある。また新規性については判断基準として、地域的な制限を有さない、いわゆる絶対新規性を採用している国が世界の趨勢を占めている。したがって、その公知意匠の発行国がどこであるかということは問われない。

1) 基礎知識・準備編

海外意匠を対象に出願前調査を行う場合、検索項目としてはロカルノ分類を指定する方法、物品名を指定する方法、これらを組み合わせる方法などがある。

どのようなロカルノ分類で検索したら良いかわからない場合には、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の意匠公報テキスト検索を利用して意匠文献を検索し、HITした複数の文献の中に高い頻度で現れるロカルノ分類を確認するという方法がある。あるいは調べようとしている国・地域の特許庁が提供しているデータベースにアクセスし、物品名にKWを入れ検索し、HITした意匠に付与されているロカルノ分類を参照・確認する方法もある。

Point

出願しようとするデザインに近い意匠を見つけることが求められている。その意匠の発行国は問われない。
ロカルノ分類や物品名などを利用すれば、効率的に調査できる。